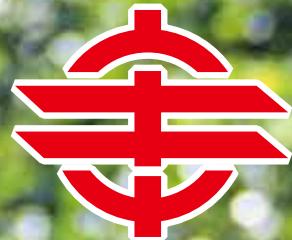


ぬく
温もりの海郷 となき



広報 となき

2016
11月号
NOVEMBER

主な内容 CONTENTS

- となき祭り、カシキ 2、3
- 陸の運動会2016 4
- パークゴルフ夏休み大会 5
- 水難事故防止推進協議会 5
- とまりんフェスタ2016 6
- 渡名喜村植物図鑑 6
- 役場からのお知らせ 7、8

渡名喜村公認キャラクター
ふくぎのフーちゃん



【編集・発行】

渡名喜村役場 総務課

〒901-3692 渡名喜村1917番地の3
TEL: 098-989-2002・2317・2066
FAX: 098-989-2197
E-mail:tonaki_soumu001@vill.tonaki.okinawa.jp

人口と世帯

平成28年9月末現在

総人口	389人
男	210人
女	179人
世帯数	222世帯

となき祭り&カシキー

夏の恒例行事「となき祭り」が、7月27日に開催されました。児童生徒による演奏、bingo大会、農水産物優良者等の表彰や人間国宝の照喜名朝一さんが出演した余興等が行われ、祭りの最後には盛大な花火が打ちあがりました。翌日28日は、カシキー(綱引き)が開催され、各字の旗頭や児童生徒が参加した村内パレード、字対抗綱引きが行われました。祭りやカシキーに向けた準備など、ご協力いただき誠にありがとうございました。

「えがおいっぱい
みんなでいこうよ
となきまつり」

2016となき祭りテーマ
渡名喜小学校1・2年生作品



農産物展示の様子



祭りの締めは、盛大な打ち上げ花火



子供に大人気地域おこし協力隊ブース



島の児童生徒は、演奏を披露



人間国宝の照喜名朝一氏参加の余興



毎年恒例bingo大会



カシキ開会式の村音頭



児童生徒が演奏しながら村内パレード



各字の旗頭(ガーメ)の様子



南字と西字の綱引き真剣勝負



南字と西字の勝負は西字の勝利



各家を踊りながら訪問するウバニクーイの様子

【寄付・寄贈】

(順不同)

(株)協和建設コンサルタント	(株)沖縄三共事務機	桃原設計工房	渡名喜村郷友会
(有)国風建設	(有)あい技建	大友建設株式会社	前島歯科医院
(有)南風原工務店	(株)屋部土建	渡名喜駐在所 渡嘉敷真貴	桃原商店
(有)仲村渠工業	(株)共和総業	渡名喜小中学校 校長 金丸利康	民宿あがり浜
(有)めーばる設計工房	(有)広設備工業	渡名喜郵便局 長嶺忠昌	
(株)川平土木	ニコウ事務機	(株)福木島となき	

※寄付は村予算の一般会計、寄贈は祭り等準備及び各字に配布しました。ありがとうございました。

「仲間との絆! 新たな一步! 笑顔の花を咲かせよう!」

「仲間との絆! 新たな一步! 笑顔の花を咲かせよう!」

渡名喜幼稚小中学校運動会



平成28年度の渡名喜村立幼小中学校陸の運動会が、10月1日に同校運動場にて開催されました。全児童生徒31人が、この日のために練習を積み重ねたエイサー・やダンスなどを披露し、紅白応援合戦、駆けっこ、リレー・や綱引きなどで競い合いました。幼小中児童生徒が全員でバトンを繋いだ紅白リレーでは、抜きつ抜かれつのデッドヒートで会場を沸かせました。今年は、白組が勝利した。





開所から初の大会となるパークゴルフ夏休み大会が、村主催のもと、8月21日に開催されました。当団は、村民や村出身の高校生とその友人ら、栗国村など村内外の49人が参加、総合の部と中学校以下の部に分かれ競い、起伏のあるコースの攻略に苦戦しながらも笑顔でプレーし、ホールインワンには大きな歓声がおこりました。

総合の部では、比嘉直友さんと渡口幸太さんが1位、比嘉淳さんが3位。中学生以下の部では、又吉好太郎さんが1位、南風原麗乃さんが2位、比嘉亞紋さんが3位入賞しました。

パークゴルフ夏休み大会



村内での水難事故防止を組織的に推進するため、渡名喜村水難事故防止推進協議会が平成28年8月29日に設立されました。役場・漁協・学校・診療所・民宿等関係機関の協力により、渡名喜村水難事故防止協議会設立総会が開催され、上原昇村長会長以下役員会員の選出および平成28年の活動計画が承認されました。

平成28年活動内容

- 1 魚とり(魚釣り、貝とり)中の水難事故防止
- 2 ダイビング・シュノーケリング、遊泳時の水難事故防止
- 3 子供の水難事故防止
- 4 海域レジャー提供業者に係る水難事故防止
- 5 飲酒等による転落水難事故防止
- 6 シュノーケリングや魚とり中のライフジャケット着用の推進

水難事故防止推進協議会設立



水難事故防止のためには、村民皆様の協力が必要です。



泊港や、同港とつながるア離島の魅力を発信する「とまりんフェスタ2016」が那覇市前島のとまりん特設会場で開催されました。村紹介ブースや島唄ライブ、角力相撲などのイベントがあり、5島の自慢のごはんを投票券付きチケット(1組千円、3食分の購入にて参加ができる「わふたー島ごはんグランプリ」)には、村漁協も参加し、アーサ汁、もちきびごはんやシーラの加工品等を盛り込んだ弁当を出店しました。初参加の渡名喜村は投票の結果、3位に入賞。



リュウゼツラン

日本では30年から50年かけて成長し、一度だけ開花した後は枯れてしまうので「世紀の植物」ともいわれています。葉は1メートルから2メートルもあり、アロエのように多肉質で鋭いトゲがあります。花が咲いている茎は、4メートルから5メートルの見上げるほどのが高さです。村内では、平成28年7月にアンジエーラ浜や高田にて開花を確認しています。

渡名喜村植物図鑑



国内のユリの中で最も小さい花を咲かせるといえます。沖縄県版レッドデータブック及び環境省版レッドリストで絶滅危惧種—A類に指定されています。村内で平成28年8月に自生を確認しています。

キバナノヒメユリ



11月25日～

12月1日は

犯罪被害者週間です。



「犯罪被害者週間」は、犯罪被害者等が置かれている状況や、被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的としています。

被害者が置かれた状況

(1) 被害者の抱える様々な問題

犯罪の被害者は、犯罪による直接的な被害（命を奪われる、けがをする）だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。

この様な問題は、「**二次的被害**」とよばれ、例えば、

- ◆精神的ショックを受けたり、身体の具合が悪くなる。
- ◆医療費の負担や働くことにより経済的に苦しくなる。
- ◆捜査や裁判等の過程で精神的、時間的負担がかかる。
- ◆近隣の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道等による不快感やストレス。

などがあります。

被害者が抱えるこの様な問題について社会的关心が高まってきており、警察も、被害者の様々な問題に応えるため、関係機関・団体や地域の皆様と連携して被害者の抱える問題の解決に努めています。

(2) 被害者の心理

被害者の抱える問題の中で、最も深刻なものが精神的被害です。

被害者は、事件の直後に一種のショック状態が続くことがあり、身体的にも心にも変調をきたすことが多いのです。



警察の被害者支援のための具体的施策

警察は、事件捜査を行うと共に、被害者やご家族の負担を少しでも和らげるため、さまざまな支援を行っています。

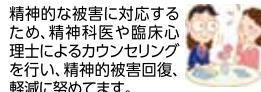
<被害者連絡制度>

捜査の状況、犯人の検挙状況、犯人の処分状況などについて、担当の警察官が継続的に連絡し、情報を提供しています。



<被害者等カウンセリング制度>

精神的な被害に応じるために、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを行い、精神的被害回復、軽減に努めています。



<再被害防止制度>

加害者による報復の恐れがある場合には、必要な対策を講じ、加害者からの危険が及ばないようになります。

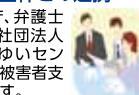


<犯罪被害給付制度>

犯罪行為によってご家族を亡くされたご遺族、重傷病又は障害を負った被害者が、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合に、国が一時金として給付金を支給する制度です。

<関係機関・団体との連携>

行政機関、検察庁、弁護士会、医師会、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター等と連携した被害者支援を推進しています。

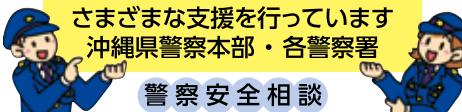


<公費支出制度>

犯罪被害による検案書料、初診料診断書発行手数料等を公費で支出します。
※一定の条件があります。



犯罪被害者支援



さまざまな支援を行っています
沖縄県警察本部・各警察署

警察安全相談

警察の相談ダイヤル #9110 (全国共通)

又は 098-863-9110

(緊急の事件・事故以外いつでもご相談下さい)

お問い合わせは

那覇警察署 098-836-0110

県税・市町村税徴収強化月間 2016年11月1日～12月28日

みなさん税金の納め忘れは ありませんか？

**NO!
滞納**

納付期限のお知らせです。

住民税		固定資産税			
第1期	平成28年 6月30日	第1期	平成28年 5月 2日		
第2期	平成28年 8月30日	第2期	平成28年 8月 1日		
第3期	平成28年10月31日	第3期	平成28年12月26日		
第4期	平成29年 1月31日	第4期	平成29年 2月28日		
お問い合わせ 総務課 098-989-2002		お問い合わせ 総務課 098-989-2002			

国保税

第1期	平成28年8月1日	第4期	平成28年10月31日	第7期	平成29年1月31日
第2期	平成28年8月31日	第5期	平成28年11月30日	第8期	平成29年2月28日
第3期	平成28年9月30日	第6期	平成29年 1月 4日	第9期	平成29年3月31日
お問合せ 民生課 098-989-2317					

猫の適正な飼育について



最近、猫に関する様々な苦情が多く寄せられています。
猫は、自然に外を動き回るものですが、周りの状況や環境の変化により、飼養方法等の改善が必要となっています。
苦情が出ないように、適切な飼育にご配慮をお願いします。

飼い主の皆様へ

犬や猫の飼養には、動物の愛護及び管理に関する法律により飼い主の責任が明記されています。

- ・捨て猫をしないでください。(動物愛護管理法…遺棄や虐待は犯罪となり罰則の対象)
- ・猫は放し飼いが一般的ですが、公共の場所や他人の所有地・所有物などを荒らしたり、壊したり、または排せつ物で汚したりしないように管理してください。(動物愛護管理法…原則室内のみでの飼養に努めなければならない。)
- ・飼い猫であることがわかるためにも、首輪と迷子札を着けるようにしましょう。
- ・飼えなくなったときは、適正に飼える知人などに譲渡するように努めましょう。
- ・飼い主の責任として、避妊・去勢手術を受けさせましょう。



野良猫にエサを与えてる皆様へ

野良猫にエサを与える気持ちは、人間として大切なことの一つだと思いますが、無責任な飼育は、近隣の人々に迷惑を与えたり、危害を及ぼしたりする場合があります。

また、エサを求めて多くの猫が集まるようになり、被害や迷惑が大きくなります。エサやりをするなら、飼い主としての責任を持ちましょう。

- ・時間を決めてエサを与える、その時間以外はエサを与えないようにしましょう。
- ・エサ場は屋内に作るようにし、その近くには必ず猫のトイレも設置してください。
- ・苦情があった場合は、速やかに改善してください。



お問い合わせ 民生課 ☎098-989-2317

急患や緊急時の連絡先は 電話119番

固定電話 (IP電話含む)、携帯電話から「119」へダイヤルすると
沖縄県消防指令センター職員 (消防職員) が24時間体制で緊急通報を受け付けします。